

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 26 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成21年6月12日（金曜日）	開会 13 時 31 分	閉会 16 時 35 分	
開 催 場 所	第一委員会室			
出席委員	本間、三上、窪之内、関藤、大谷、井上	事務局	中嶋事務局長	
	議長、委員外議員～水口、渡辺、清水、山口、荒木、堀、堀田		田湯次長	
欠席委員	なし		村井主任主事	
説明員	別紙のとおり			
議 件	別紙のとおり			
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。			
	(1) 滝川市の財政的援助団体における不適切な事務処理について			
	2 その他について			
	なし			
	3 次回委員会の日程について			
	正副委員長に一任することに決定した。			
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 本 間 保 昭 ㊞			

平成21年6月11日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘
滝川市教育委員会委員長 若 松 重 義

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成21年6月9日付け滝議第40号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	末 松 静 夫
総務部長	高 橋 賢 司
総務部次長	高 橋 一 昭
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副主幹	佐 藤 之 俊
総務部総務課主査	和 田 英 昭
総務部総務課主査	小 畑 力 也
総務部企画課交流推進室長	山 内 康 裕

滝川市教育委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育長	小 田 真 人
教育部長	舘 敏 弘
教育部次長	河 野 敏 昭
教育部学校教育課長	中 川 啓 一
教育部社会教育課長	南 健 次
教育部社会教育課副主幹	早 坂 久美子
教育部社会教育課スポーツ振興室長	坪 田 健 一
教育部社会教育課スポーツ振興室副主幹	竹 谷 和 徳

(総務部総務課総務グループ)

第 26 回 総務文教常任委員会

H21. 6. 12 (金) 午後 1 時 30 分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告について

《総 務 部》

(1) 滝川市の財政的援助団体における不適切な事務処理について

(資 料) 総 務 課

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:31

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。委員外議員～渡辺、清水、山口、荒木、堀、堀田、水口。
プレス空知、読売新聞、北海道新聞、毎日新聞、朝日新聞の傍聴を許可。

委員長

今回の報告について通院移送費詐欺事件が起きてから、公正かつ公平な職務の
執行を標榜し、それに基づく条例を制定したが、このようなことが起きた。こ
こでしっかりとした自浄能力を発揮するということと滝川市の将来のために
問題をより明確にし、先に進むということが大事だと思うので、そのような立
場に立った各委員及び議員の発言を願う。また、16 時 30 分から記者説明会が
予定されているので、発言に当たっては、時間的な配慮を願いたい。

1 所管からの報告事項について

委員長

(1)について説明願う。

(1) 滝川市の財政的援助団体における不適切な事務処理について

副市長

前段私からおわびする。介護福祉課副参与 59 歳が教育部スポーツ振興課長・社
会教育課スポーツ振興室長として財団法人滝川市体育協会に業務従事し、常務
理事及び事務局長の立場にあった者がみずからの地位を利用して、経理担当に
指示をして不正経理をし、現金を捻出させ、いわば、裏金づくりをし、消耗品、
交際費、食糧費及び旅費等に支出をしていたことが、体育協会からの報告によ
り発覚し、懲戒審査職員会議のメンバーを中心に当該職員及び関係者からの聞
き取り調査を進め、事実確認の解明を行った結果、本人に係る件については、
事実であると認定した。スポーツという心身の健全を標榜する場において、ま
た、生活保護事件の反省から信頼される市政の確立に向け、コンプライアンス、
意識改革に取り組んでいる中での不始末であり、重ねて著しく、市民の信頼を
損ねたことは、誠に申しわけなく心からおわびを申し上げる。当人は調査によ
って確認された現時点の事実をもって、本日、市として地方公務員法、懲戒指
針に基づき、最も重い免職の処分発令を行った。今後、本人異動時における次
の業務従事者への事務引き継ぎの不適正、異動後における体育協会の不適切な
経理処理もあり、また管理監督の責任、教育委員会及び体育協会のチェック体
制並びに再発防止策などもあることから、本日は事実を確認し、認定できると
判断したものから段階的な報告となるが、報告をし、引き続き全容解明に向け
調査を進めていく。なお、6 月 10 日付で市長から両監査委員に対しても地方
自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、滝川市の財政援助団体の財団法人滝川
市体育協会における予算執行事務について直営時における事務についての監
査の実施をお願いした。以降、総務部長から詳細を申し上げる。

高橋部長

(別紙資料の基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

関 藤

大体の流れについてはわかった。全くもって市の職員の感性を疑わざるを得な
い事件だと思う。何点か質問するが公明正大な答弁をお願いしたい。

① この事件が一番最初に伝わったのはいつか。だれからこの事件の内容が市
に報告されてきたのか伺う。

② 裏金をつくらなければならなかった理由については、いろいろ運営、財源確保と書かれているが、この中において私的流用資金があったのかどうか。例えば財源確保ということで、明細が交際費、旅費、賃金等と出ているが、基本的に裏金でなくても正規の経費として認められる部分で計上しても構わないようなものである。裏金で捻出されなければならなかったということは私的な部分に流れているのか。名目だけ書いて私的な流用があったのではないかというように疑わざるを得ないことについて伺う。

③ 今後の調査になると思うが、組織的な関与があったのかどうか。当然体協のことなので、今後体協に対する調査がどの程度行われるのか伺う。

④ 内部調査というのは具体的にどのように進められているのか伺う。

教 育 長

① 私が最初に聞いたのは3月17日である。現在の事務局長である坪田室長から本件のきっかけとなる話を聞いて、その後体育協会のお金ということなので、体育協会の役員の方も知らないという話だったので、直ちに役員に話をして体育協会のほうでどういう処理をしていくのかについて協議をしてほしいと現事務局長から3役に話をした。それ以降、体育協会、教育委員会と並行した調査の中で今回のことが次第に明らかになってきた。

館 部 長

② 私的流用については、スケートリンクの関係では、帳簿があり、その中で領収書のあるものもあった。ただ、旅費については支出だけの数字で用務もわかるが伝票がないので、一部使われたか不明だという部分もある。サイクリングターミナルの関係では、平成16年から平成18年まで帳簿があるが領収書等が一切ない。そういう状況で支出項目の中で捻出した現金の使途内訳に消耗品など費目があるが、本当に正規の支出でいいのかという疑いのあるものもある。そのような状況の中で私的流用と認めざるを得ない部分もある。証拠書類のないものは確認ができない状況である。

③④ 体育協会では、この件に関する内部調査委員会を設置して解明に向けて調査している。それとあわせて市と市教委で調査をしている。教育委員会としても体育協会の帳簿、経理状況についてヒアリングも行ってきた。体育協会も委員会を設けてヒアリングを行って調査している状況である。

教 育 長

① 事務局長が、きっかけとなった件を体育協会の職員から聞いた日は平成20年12月2日である。スポーツ振興室長が、体育協会の経理の中に不明朗なものがあるということで現金も含めて確認して以降、調査確認作業をしていたが、体育協会の中だけで処理できないだろうという判断もあり、3月に私のほうに報告があったということである。

関 藤

① 私的流用についても領収書などがないものがたくさんあるということだが本人に確認したのかどうか伺う。

② 市の職員の関与ということで処罰について、これから関係者が出てくるといって、一番懸念されるのが組織的なことだと思うが、報告書の4番目に体育協会の経理担当者に指示し、架空の賃金と旅費の支出により現金を捻出していたということは、体育協会の経理担当者は当然知っていたとなると当然経理担当者なので上層部に報告すると思う。当然体育協会の上層部の方はこういったことがされているということを知っていたのではないかと疑われるが、そういったことに対する調査を行うのかどうか。また、私は確認していないが、聞いた話によると事件発覚後に体育協会の税理士が解雇されているという事実があるということで、そういったことについては市として押さえているのか伺

教 育 長

う。

① 数度にわたり当該職員には聞き取りをしている。領収書はないものの発覚以前から帳簿のような形のものを経理担当者、サイクリングターミナルの担当者がつけていた。信憑性については、支出証拠書類はないが精度は高いと思う。その中での使途について、本人あるいは、例えばサイクリングターミナルだと実質的な消耗品に使ったのは体協の職員ということである。当該市の職員が直接物を買ってということではなかった。一部旅費等の支出の中で、例えば札幌だと1回5,000円というような市の旅費規程にかかわらず精算がされていないので、その部分については私的に流用されたと判断されてもやむを得ないという本人からの回答を得ている。

② 経理担当者の組織上の上司は、事務局長なり常務理事である。それ以上の役員は非常勤であるので、非常勤の三役については、この話は経理担当者の職員から伝えられることはなかったという認識である。税理士が解雇されたという話は、体協は税理士に監査の依頼をしているわけではない。今回の体協の役員改選の中で税理士職にある方が退任されたと聞いている。税理士としての解雇ではない。

委 員 長
窪 之 内

他に質疑はあるか。

① 捻出した現金の使途内訳について領収書があるなし含めてすべて明らかにしていただきたい。書類として消耗品を何にどう使ったのかをすべて明らかにしていただきたい。領収書があるのであればその領収書も明らかにしていただきたい。

② 全部裏金をつくった中から支出したことになると、例えば支出した賃金等を受け取った人たちは裏金を受け取ったことになるわけで、それらの今後の処理をどんなふうに考えているのか。体協に任せるといことなのか伺う。

③ 1ページの報告書から、(1) スケートリンク事業関係で平成17年度から平成19年度3カ年にわたりだれがそのお金の管理、帳簿の記入を行っていたのか。帳簿、お金を含めて体協の事務所の中にあったものなのかどうか伺う。

④ (2)サイクリングターミナル事業関係も同様に管理をしていた帳簿等は、だれが管理を行っていて、そのものはどこに日常的に置かれていたのか伺う。

⑤ 関係する職員が何人かいるようだが、裏金づくりに関係した人数、部署、体協の関係者なのか、市職員の関係者なのかを含めて伺う。

⑥ 先ほど関藤委員の質問に体協の経理担当が知っていた直属の上司は、常勤の役員の懲戒処分を受けた人である。しかし、その人が非常勤の役員に全く知らせなかったのかということが、長年にわたることなのでちょっと考えられない。何らかの恩恵を受けていれば、不正経理をやっていて口をつぐむということも考えられるが、体協の役員が知らなかったことについては再度調査が必要だと思いが考えを伺う。

⑦ そのような情報が市の職員が何人もかかわっているにもかかわらず、何年間にもわたって全く市に入っていないという職員の倫理感の欠如、口をつぐんでいる状況というのは何だったのかと思う。それと関係して20年12月2日に坪田室長がどのようにしてそのことを知り得たのか。また、知ってすぐになぜ報告をしなかったのか。3カ月の間、報告を行っていないわけである。そのことを体協だけにとどめて市に報告しないこと自体に問題があったと思っているので、なぜそのようになったのかについて伺う。

⑧ 例えばサイクリングターミナルの担当者に指示をしたと3ページに出ているがこの裏金づくりにかかわっていた人たちが、現在体協で仕事をしているのか。それとも処分が出るまで仕事に従事していないのかどうか。これらの人たちの現在の勤務状況はどうなっているのか伺う。

⑨ 3ページの捻出額の内訳のところでは共済助成券27万9,000円、23件になっている。先ほどの説明によると通常料金を払ったものを、助成券を持っていたということにして1,800円が裏金に回されて、その助成券を共済組合に請求し、共済組合から1,800円をいただくということになっていたと思う。23件の1,800円だと27万9,000円にならない。件数と金額についてどう考えればよいのか伺う。

⑩ 住み込み家賃収入がよくわからない。住み込んでいる人へ家賃をもらうべきところを住み込みしていないにもかかわらず、住み込んでいたことにして家賃収入を得ていたのか。住み込み家賃収入を裏金にした状況について伺う。

⑪ 体協は内部調査委員会をつくって監査を行った。どういったメンバーで体協の内部監査を行ったのか。結局、足元で体協の人たちがかかわってやっているわけだから、あくまでもやっている側の調査になるわけで、隠そうということが働かないとも限らない。そういった点での危惧を覚えるが、どのようなメンバーで監査を行っていたのか。市としては監査をするためのチームという形はつくっていない。懲戒処分をするためにいろいろな事情聴取をやっているということだけで、この問題の調査委員会のようなものはつくっていないということではよいのか伺う。

⑫ 何カ月もたっているわけで、全容解明がおくれているのはなぜか。どこに原因があるのか。また、いつまでに全容解明しようという目標を持っているのか伺う。

教 育 長

① 細かい内容のものについて、帳簿があり、使途が記載されているものもある。資料についての提供は可能だと思う。

② 裏金の中で賃金を受け取った人は、具体的にだれがというところまで特定ができていない。今後の調査になる。

③④ 現金の管理は、サイクリングターミナルの関係だと、元常務理事が指示をしたターミナルの担当職員ということになる。スケートリンクのほうは体協事務局の経理担当になる。いずれも現金で手提げ金庫の中で管理をしていたということである。

⑤ 直接裏金に携わっていた職員は、体協の職員もいるが管理監督にあった者も含めて関係職員という言い方をしている。これは当然管理監督なので当該前常務理事の上司に当たる教育委員会の職員ということになる。今後の調査によりどこまで責任が及ぶのかという問題については人数等については未定である。基本的には当時を含めた教育委員会の職員ということになると思う。

⑥ 直属の上司、三役に全く伝えられていなかったということであるが、これは後ほどの質問にも関連するが、体協の役員については会長以下全くこの事実は知らされていない。担当職員と前常務理事だけの話である。一部体協職員の中でそういうことが行われているのではないかという疑いを持った、あるいは言われてみれば変だったということを感じていた職員はいたが、残念ながら常務理事以上の体協の役員には伝えることはなかったと現段階の調査では認識している。

- ⑦ 関係職員というのは、管理監督にあった者を含むということである。12月2日以降から3月に私のところに話に来るまで、事務局長は教育委員会職員としての立場も当然あるのに、適切な対応ではなかったという認識をしている。
- ⑧ サイクリングターミナルの担当者については、今回の件が発覚した以降は業務につかせていない。自宅待機のような形で体協としての判断が下されるまで業務に従事させない。スケートリンクの本部の経理担当職員については、事件発覚以降は経理担当の職からは外して別の業務に従事させている。経理体制の見直しについても体協の中で行っているところである。
- ⑨ 共済助成券の関係だが、1,800円の券に換算すると155枚になる。23回にわたってということになる。
- ⑩ 住み込み家賃の関係は、架空の家賃ではなくて実際にサイクリングターミナルに宿泊者がいると当然夜勤する人が必要になる。その人を採用したときに部屋代として月額5,000円の家賃をもらっていた。ただし、それは契約書も何もない。月額5,000円の部分を裏金に入れていた。住み込みの事実であった。光熱水費相当分を5,000円としていたと認識している。
- ⑪ 体協の内部調査のメンバーは、副会長が1名、理事が2名の計3名である。
- ⑫ 発覚以前に帳簿のようなものについては、用途は別にしてお金の出し入れについては確認できる部分はあるが、そうではない部分は当時担当していた者が思い出して記載されたものが提出されている。その金額がここに出ている金額である。果たしてその金額が正しいかどうかについて確定ができない。特にサイクリングターミナルの宿泊料について客観的に確認する方法があるかどうかは教育委員会、体協でどういう手法があるかについて調査している最中であり、その部分についての金額の確定がおくれているということである。
- ⑬ 市としての調査チームはつくっていないということではよいのかということだが、市に伝えられた段階で教育委員会、さらに市の総務部と合同で打ち合わせを何回もやっている。必要に応じて懲戒審査職員会議を9回実施している。関係者のヒアリングを含めて合同で調査している状況である。
- ⑭ 帳簿に載っている人の内容について、資料要求したい。
資料は所管で用意できるということだが、委員はよいか。(よし)委員会として資料要求することとする。
- ① 資料提供はいつできるか。
- ② 賃金を受け取った人の特定はこれからということで、帳簿の中には払った人の氏名も書かれていないのであれば、全く信用できない。内訳が出てないかわからないが、備品を裏金で購入したのなら体協の会計をしていけば、この備品はどうしたのかという疑問が出てくる。そういう意味でも帳簿があるということを経理長は一定精度が高いと思うと言ったが、全くそんなことはない。旅費を払った人の氏名が全部出ているのであればもらった人たちに確認できる。今そういう明細がここに出されていないが、そういう裏金で支払われていた賃金や例えば本当に行ったかどうかかわからない旅費や交際費をこのままほっておくのか。いろいろわかった段階で受け取ったという人たちが判明した場合にそういう人たちへの対応をどう考えているのかを聞きたい。
- ③ 体協の中で手提げ金庫で保管をしていたようだが、協会の中に市の職員は何人勤務していたのか。直営をしている間、指定管理になってからも何人もの職員が出入りをしていて、本来の金庫と裏金の金庫が別にあったわけである。

高橋部長

窪之内
委員長

窪之内

本来の金庫の中に裏金の金庫を入れているとは当然思えない。そこで歴代勤務していた市の職員、またおかしいと感じていた体協の職員もいたというが、全く感じなかったというのは余りにも信じ難い。わからないと言われればそれまでだが、そういう体制そのものの見直しをしなければならないと思うがその点も伺う。

④ 平成 20 年 12 月 2 日に知った以降に 3 月まで教育長への報告をしなかったということは適正な対応ではなかったと教育長が言ったので、適切な対応であれば知り得たときにすぐに報告すべきだったと受け取っていいのかどうか。知った以降も裏金づくりをしているが、12 月 2 日にそういった情報が市のほうに来ればそれ以降の裏金をストップできた可能性がある。そうした意味で報告体制が適切でなかったと思うが、その辺の認識を伺う。

⑤ 住み込み家賃の件で、住み込んでいる人から 5,000 円の家賃をもらっており、体協としての契約はないから、それを裏金に入れたということだが、住んでいる人からそうしたお金を受け取っているかどうか確認もできない体協の経理体制はどうだったのかという疑問がある。やはり住み込ませている以上、契約をどうするかということは体協が管理しなければならないことである。それがそのままになっていたということについても体協がどのような見解を持っているか聞いていけば伺う。

⑥ 体協で行われている調査委員会は副会長 1 名、理事 2 名ということで外部からの人を入れていないが、3 名の名前について伺う。

⑦ 市として教育委員会と総務部と合同で調査を行っているということだが、今後もこうしたスタンスで今までと同様の調査ということで、新たに別な形で調査をしたり、または第三者委員会にだれかに入ってもらうなど、外部から人を入れることを考えていないのか伺う。

⑧ 全容解明がおくれている要因は、帳簿がない部分があるという説明があった。私は出てきた使途の内訳は帳簿がある部分の金額だと思ったが、勘違いかもしれないが、帳簿がない部分でこの金額のほかにもまだあるとも取れるような教育長の答弁だった。その点について確認したい。

坪田室長

昨年の 4 月 1 日に事務引き継ぎを受けたが、会計上の危機管理意識が全く欠如しており、このような事態を招いたことを深くおわびしたい。

④ 4 月 1 日に事務引き継ぎを受けて、そのときに体協のことも受けた。その中で業務の内訳など財政上のことも聞いたが、裏金ということについては全く金額など認識がなかった。ただ、困ったときに使えるお金があるということを知っている。どれだけの金額かという認識がなかったということも事実甘かったと反省している。知り得た発端だが、前常務理事から経理担当者に平成 20 年 3 月ごろに大変体協に長い間お世話になったので、10 万円の寄附をしたいという話があった。理事会でも報告していることである。それが納められなくて 12 月 2 日に経理担当者に前常務理事から裏金から 10 万円出しておくよう話があったということが発端だった。そのお金がどこにあるのかということで初めて裏金の大きな金額がわかった次第である。その後 3 カ月どうしたらいいかと正直悩んだ。委託事業、補助事業、協定事業とかがあるので、こういった形で処理していいかということを考えて、10 万円の寄附についても本人が本来なら自分の名前で納めることになるのかという期待があり待っていた。結局 3 月になりほっておけないということで相談した。

高橋部長

⑦ 市としての合同調査の考え方であるが、今後においてもこういう形で基本的には進めたいと考えている。第三者、外部ということだが、監査委員の依頼監査も法律に基づいて行っている。その推移も見ながら市としても継続調査をしていきたいと考えている。

教 育 長

② 賃金、交際費の関係で受け取られた方は当然裏金だという認識で受け取っているわけではない。交際費は現金で渡しているのではなくて、合宿等に差入れのようなもので、氷、飲料水、補食費、正規の御飯では足りないというクレームのあったときに差し入れをするようなものである。賃金以外の部分で現金として渡ったということはない。

⑤ 住み込み家賃の関係だが、前常務理事と住み込みされる方との話での合意ということで、体協が組織的にその話をしているということではない。本人の話の中では住み込みをすると部屋を占有することになるので、その部分については体協に報告しているが、細かく幾らもらうという話までは伝えてはいなかったと聞いている。体協の中でチェック体制なり、再発防止策というのを現在検討しているところであり、私どもも調査を進めていく上で、どういう形で裏金に回る仕組みができたのかきちんと調査をしてそれを防ぐためにどういう方法がいいのかを体協とともに考えたいと思っている。

⑥ 副会長は猪股浩徳氏、理事は湯沢鉄雄氏、藤井謙和氏の3名である。

⑧ 金額と帳簿の関係は、帳簿があった部分もあるが、ない部分については思い出して書いた部分がある。その思い出した部分の合計が配付している資料の金額に含まれている。思い出した部分が本当に合っているかどうかの確認がまだ済んでいないということである。現段階での金額ということで理解願いたい。

館 部 長

③ 経理事務の体制ということで説明する。前常務理事は事務方のトップである。その下に経理事務のラインは、スポーツセンター内にある経理担当者で直結している。もう一つはサイクリングターミナルの経理関係で、前常務理事とサイクリングターミナルの担当者が直結である。通常で考えれば担当者とトップというラインでの経理処理ということである。ほかの会社、団体、市役所でいけばその間に複数のチェックがあるがなかったという認識である。経理処理だけではなくて、事務処理についてもどうなのかということで、体育協会に庶務規程があるが、この庶務規程をチェックすると現在の体育協会の事務処理、当時前常務理事がしていた例えば道外の出張でいえば通常会長の決裁が、調査の段階ではそのほとんどが前常務理事で専決をしていた。課長職、副主幹職、担当職の3名が行っているが、坪田室長は事務局長で、副主幹については体育協会の経理ラインではない。担当職は一般的な管理運営の部分に携わっている。金庫にあって表の経理の部分と裏の経理の部分が混在して表のように動いていたので、周りの人間は気づかなかった部分があるということである。いずれにしてもチェック体制の盲点があったと現段階では認識している。

窪 之 内

解明されてくると思うが、思い出したというのは、何の証拠もないのに思い出して、何年も前のことを思い出せるのかと不思議である。それで使途が書かれる。その他は2万1,000円だけである。後はみんな思い出して何に払ったのか記載されている。こんなことは信じられない。これからの調査手法がどのようになるのか。懲戒処分を受ける人たちだけではなく、周りの人たちを含めてやると思うが、全容解明するためにどのような手法をとっていくのか伺う。

教 育 長

思い出せる範囲は限られていると思う。疑問に思っている部分もある。思い出

して書いているのは平成19年6月か7月以降の分でそれ以前の分については、帳簿と言われるものがあるので、それにつけ足す形で記載している。その部分をどうチェックするかというのが、支出だけではなく収入もあるので、その収入をこちらの調査の中で押さえてみて、本人が言われている部分と合うのか合わないのか、合わないのであればほかにもあるはずだということで疑えば過少申告であることも想定される。そういう意味では、宿泊費の実態をどこまで把握できるかという中で、思い出したものが適切かどうかの判断をして進めたいと考えている。

委員長 答弁漏れがあると思う。手提げ金庫の関係で職員がわからないというのが理解できないという発言があった。坪田室長が困ったときのお金があるという発言もあったが、だれかが管理しておかないと不思議である。

窪之内 私的流用もあるという関藤委員の質問に対する答弁もあったので、私的な流用については、返還するという意向が示されているのか伺う。

館部長 調査では表と裏という言葉を使うが、表の経理と裏の経理を同じ金庫の中で処理をしているので、目の前にあるという話である。

坪田室長 私の横に大きな金庫があるが、そこにはなくて60万円が発覚したときには驚いたが手提げ金庫の下の方に入っていた。手提げ金庫は使うときに経理担当者の机に持ってきて帰りには所定の場所にしまう。体協は野外の運動、テニスコートなどがあり、夜には職員が帰ってしまい、シルバーが残ることがあり、一番最後はサイクリングターミナルに届けて、ターミナルの金庫に入れるという形をとっている。冬期間は、スポーツセンターのかぎのかかる書庫に入れる。60万円は手提げ金庫の底に入っていた。

窪之内 60万円は手提げ金庫の底に入っていたということだが、手提げ金庫はターミナルのお金ではなくて、裏金を管理する手提げ金庫であり大きな金庫に入れずに保管場所は書庫だったのか。サイクリングターミナルの現金4万5,223円はどこにあったのか。日常的に管理をしていたのは前常務理事だったのか、担当者だったのか。お金はどのように保管されていたのか伺う。

高橋部長 私的流用の有無ということだが、私的流用の有無にかかわらず表から裏へという会計操作そのものが不適切ということで、2ページに記載をしているが、スケートリンクの事業関係232万5,332円は4月30日に利息を含めて返済済みである。(2)のターミナルの関係は、本人供述の中で返済の意思ありということを確認している。

教育長 手提げ金庫の関係は、体協の職員がいるときは経理担当者の横にある。5時になりシルバーに引き継ぐときは手提げ金庫を管理している。夜間の使用料もその金庫に入れる。夜になると夏はサイクリングターミナルに持っていく。冬は鍵のかかる書庫に入れてシルバーが帰るということである。サイクリングターミナルには、サイクリングターミナルに預けた金庫とは別にサイクリングターミナルの手提げ金庫がある。手提げ金庫の中で現金として管理されていたということである。

窪之内 現金監査がある。同じ金庫に入っているとおかしいとならないのか。そのときは抜いていたのか。よくわからないが同じ金庫でないと思っていた。帳簿はどこに置いて、払い出しの権限を握っていたのは1人だけだと思うが、その人の権限でお金を払っていたのかよくわからない。権限を握っていたならそこから10万円出せということがなぜ出なかったのか疑問である。裏金から出せとその

委員長

人の言うとおりにやっていたのなら、裏金から寄附してもおかしくなかったのに、そのときだけなぜその人は支出しなかったのか疑問である。

整理すると 10 万円を出してくれと言ったら当然そこにあると知っている人に対して言っていることになる。ということは特定されてそこにあるということがわかっていたことになる。それなのにそこにあるのがわからなかったということなので、答弁が不十分である。食い違う部分がある。だれかは当然 60 万円の裏金があるのをわかっていたはずである。そういうことも含めて不思議な感じがする。

NHKの傍聴を許可する。

坪田室長

60 万円をだれが知っていたかという経理担当者が当然知っていて、そこから出してくださいというときにはそこから出していたということである。10 万円をそこから出さなかったのはなぜだということは、当時経理担当者が寄附のことで非常に困って相談を受けた。前常務理事が4月にいなくなって、その後お金が残ってしまい、金額が減ると自分が使ったことになると思われる、疑われるという心配があった。本人も帳簿をつけていたのはいろいろ心配ごともあり、内緒で自分の手持ち資料を持っていたと言っていた。そのようなことを考えていたと思う。

教育長

スケートリンクのお金の支出の大部分は、前常務理事からの指示によって経理担当者が支出をしていた。サイクリングターミナルは、一部旅費等を前常務理事からの指示で渡した部分はあるが、それ以外の管理は、サイクリングターミナルの担当職員に任せていた。常時前常務理事がサイクリングターミナルにいるわけではないので、常時いる担当職員が、例えば蚊取り線香、ファブリーズなどを買った。扇風機が壊れて直したなど軽微な支出についてはサイクリングターミナルの担当職員が自分の判断で支出をしていたということである。10 万円の関係については、経理担当職員もこれまで不正なお金だと認識はしていたが、用務の大部分は体育協会の業務に使用していたということもあった。今回の 10 万円についてだけは、これまでの支出とは違う内容であったために悩んでいたということである。本当に寄附として受け入れていいのかどうかという部分があって、そういう処理をできなかったというふうに聞いている。

窪之内

体協をきちんとやろうという気持ちがあるのであれば、それこそこういうことをすること自体が体協を潰していくことになる。こういうことが行われているのだったら実態がわからなくなる。そういう点で見るとやはり改めて本来のあり方について考えてもらう必要があると思う。

委員長

若干休憩する。再開は3時10分とする。

休 憩 15:00

再 開 15:10

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。

大 谷

今回のことは、職員が招いた事件ということで、許されないことであると思う。

① 質疑を聞いていたが、体協の事務処理がずさんであり、体協の体質とは一体何であるのか。また、監査はどのような働きをしていたのか。

② この職員について、長期間仕事を受け持っているとのことだが、どのくらいの期間勤務していたのか伺う。

③ 体育協会の常務理事として、サイクリングターミナル、スケートリンク以外にもかかわっている業務はあったのか伺う。

- ④ この事件について、体育協会の役員会の中でどのような報告がなされているのか、また、どのような調査が行われているのか伺う。
- ⑤ スケートリンク関係では、平成 17 年度から 19 年度までの 3 カ年にわたり捻出し、サイクリングターミナル関係では、平成 16 年度から 21 年度 5 月までと書かれているが、これ以前にもこういうことがあったのか伺う。
- 委員 長 少し整理する。体協の調査については、先ほど答弁があったが、それ以外の観点での質疑ということではよい。 (よし)
- 教育 長 エフエム中空知の傍聴を許可する。
- ① 体育協会の監査についてであるが、書類監査、現金、帳簿、預金通帳等の監査を行ったと聞き及んでいる。窪之内委員の質疑にもあったが、金庫そのものの現金の監査については行われていなかったと聞いている。
- ② この職員は平成 12 年 4 月から当時副主幹として、平成 20 年 3 月までの 8 年間業務従事をしている。
- ④ 体育協会の理事会、評議員会等の中で 1 度この件について報告をしたと聞いている。
- ⑤ 以前からあったのかということだが、これまでの事情聴取の中では、スケートリンクについては、スケートブームのあった平成 17 年度以降からと把握している。また、サイクリングターミナルについては、実質的に事務を担当していた職員からの事情聴取によると、これ以前から引き継いだ現金はないということなので、現在までの調査では平成 16 年度からと認識している。
- 大 谷 この職員がこの仕事につく以前については、必要なときに動かせる自由なお金はなかったものと認識してよい。 (よし)
- 監査はきちんと行われていたということだが、実際には領収書の不備などがあるわけで、この 2 部門以外について調査はどうするのか伺う。
- 館 部 長 いろいろな部門を含めて今後調査をしていきたいと考えている。
- 大 谷 体協の役員会等で報告されたということだが、どういう状況だったか伺う。
- 坪田室長 体協では 5 月 20 日に理事及び評議員に対し経過報告をした。
- 大 谷 その中で役員の方々はどうのようにこの問題をとらえていたか伺う。
- 委員 長 要するに 5 月 20 日に行った報告の概要を簡潔に答弁願う。
- 坪田室長 その時点では、調査中ということもあり、事の発端であるとか、これまでの状況を報告し、今後、事件が解明されれば、臨時の報告会を開くことになっている。
- 大 谷 先ほど教育長も言っていたと思うが、収入についても不正を行っていた可能性があるということではよい。 (よし)
- 委員 長 他に質疑あるか。
- 荒木委員外議員 ① この件に関し、副参与がすべて自分がやったことだと確認したのか伺う。
- ② 3 月 17 日に体協の三役にこの事実が伝えられ、5 月 20 日に理事、評議員へ経過報告されたということだった。その間、この副参与が 232 万 5,332 円を利息を含めて補てんしたということだが、本人の言っている動機に同協会の安定的な運営を意識したとあり、サイクリングターミナルについては、存続をかけてこのようなことを行ったということだが、それであれば、補てんする必要がないのではない。この補てんは本人が申し出たのか、あるいは体協から話を持ちかけたのか伺う。
- ③ 帳簿が抜けていたり、領収書がないなど調査するといっても、相当限界が

あると思う。私的流用についても疑わしい。内部調査や第三者委員会または監査よりもより具体的に刑事告発をするとか、捜査機関にゆだねることは想定していないのか伺う。

高橋部長

① 供述の中では、すべて自分が指示して行ったと言っている。サイクリングターミナルの関係では平成 18 年度まで指示をしていたが、19 年度以降は指示をしていないと話していた。

② 補てんの関係だが、裏金をつくって不適切経理をしたという部分では、本人も責任を感じており、また、私どもも本人に裏金づくりの重大さを諭すことで、本人が判断をして返還をしたという状況である。

③ 刑事告発の関係だが、スケートリンクについてはすべて返還済みであり、サイクリングターミナルについても返還の意思があるということから、現時点では市として刑事告発は考えていない。

教 育 長

時系列の関係だが、3 月 17 日は事務局長から私に話があった日で、事務局長が体協の三役に話をしたのは 3 月 19 日になっている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

渡辺委員外議員

予算委員会の中で体育協会の補助金は 7,000 万円程度ということで、体育施設が多々あるのはわかるのだが、私は、緑町地区公民館の指定管理の役員をしており年間 60 万円程度の補助金で細々と運営をしているけれども、この補助金は桁が違い、各施設の運営費を調査する必要があると述べたが、追及が足りなかった。このサイクリングターミナルの年間の補助金、スケートリンクの年間の補助金は幾らか伺う。また、資料要求する。

委 員 長

委員外議員であるので資料要求はできない。時間も限られているので、できないことを発言をしないでいただきたい。今後、発言をやめなければ退席させる。

渡辺委員外議員

やじがあった。不公平だと思う。やじに対して精査していただきたい。資料要求は後からでよい。自分で調べろとはどういうことか。

委 員 長

渡辺議員は、私が申し上げたことを無視して発言を続けていた。渡辺議員は自分の襟を正していただきたい。謝罪するか退席するかどちらかにしていただきたい。

荒木委員外議員

この委員会の本質的なこと以外で混乱を招いているので、私が渡辺議員に言ったことに対し、不適切な発言をしたということで、この場を退席する。

委 員 長

荒木議員に退席願う。また、渡辺議員にも退席願う。

渡辺委員外議員

大変申しわけない。謝罪し、退席する。

委 員 長

若干休憩する。

休 憩 15 : 39

再 開 15 : 40

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。

清水委員外議員

① 懲戒免職の処分理由について伺う。

② 裏金をつくった人は、市職員及び体協では何人か。また、差し入れなど体協のためにこの裏金を使った人は何人か伺う。

③ サイクリングターミナルについて返還の意思はあるとのことだが、4 月末にスケートリンクについて返還した後、いまだにしていない。告訴については刑事訴訟法第 239 条第 2 項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と義務規定があるが、今回の事件について告訴をしない理由は何か伺う。

- ④ 裏金という認識はなくとも、自由に使えるお金があると認識していた職員がいたという答弁があったが、この存在に気づいていた職員はそれぞれ何人いたのか伺う。
- ⑤ 私的流用について、本人は認めているのかどうか伺う。また、市教委は私的流用について認定したのか伺う。
- ⑥ 平成21年度予算で指定管理委託費が5,259万9,000円、市の補助金が3,695万4,000円、市の委託金が122万3,000円で、1年間で9,077万6,000円が体育協会の収入となっている。こういう中で滝川市における公の施設の指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱第8の第4項に指定の取消し・管理業務の停止という項目がある。「市は、指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる（法第244条の2第11項）。」とあり、第5号に「申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。」とある。これは明らかに収入が抜かれていたわけだから、結果的に申請書類に虚偽があることになる。第7号に「組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。」とあり、この場合に程度の差はあれ、処分について最低でも検討しなければならない義務があると思うが、少なくとも常務理事が指示をし、複数の職員がそれに従っていたということであれば、組織的な非違行為だと考えられるが、指定管理者の指定について、取り消しあるいは一部停止などの検討を行っているのか、今後行うのか伺う。
- ⑦ スケートリンクの収入について、抜かれた部分の金額について示されているが、そもそもスケートリンクの収入は幾らなのか、平成15年度から示していただきたい。
- ⑧ 体育協会は平成21年度予算で2,391万5,000円の市の補助金、指定管理費以外の収入がある。この中に滝川市以外、国や道などからの補助金があるのかどうか、あれば幾らなのか伺う。
- ⑨ 財団法人であるので、不正があった場合には道教委に報告義務があるが、これについてどのように行われているのか伺う。
- ⑩ 体育協会独自に中間報告や処分を行っているのか、今後行う予定があるのか伺う。
- ⑪ 体育協会は市に対して謝罪等の意思はあるのかどうか伺う。
- ⑫ 平成18年度から20年度の3年間程度、市内に本社または営業所のない業者に清掃委託をした事実があるか。また、市内に営業所等があるのであれば、業者名及び所在地を伺う。
- ⑬ 今回のことで内部告発があったかどうか伺う。また、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例が施行されたが、この条例にのっとって扱われたのか伺う。
- ⑭ サイクリングターミナルのスタッフが3月31日付でやめているが、なぜやめたのか伺う。
- ① 懲戒の理由だが、1点目として、スポーツ振興課長・社会教育スポーツ振興室長として財団法人滝川市体育協会の業務に従事している間、常務理事及び事務局長として部下職員を管理監督しなければならない立場にあるにもかかわらず

わらず、スケートリンク事業の収入が増加したことなどにより、次年度以降の補助金が減額されることを懸念し、平成17年度から平成19年度までの3年間、不正経理をみずからの地位を利用し、経理担当に指示をし、現金を捻出させたことにより、地公法第32条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反、同法第33条の信用失墜の行為の禁止に該当。2点目として、社会教育課スポーツ振興室からの異動後、スケートリンク事業の不正経理が発覚し、全容解明のため事情聴取をし、事実確認を行っていたにもかかわらず、全容を報告せず、通告で新たなサイクリングターミナル事業関係における不正経理が発覚したことにより、1点目と同様の条文に該当。3点目として、スポーツ振興課長・社会教育課スポーツ振興課長としてサイクリングターミナルの管理運営及び財団法人滝川市体育協会の業務に従事している中、課長、常務理事及び事務局長として部下職員を管理監督しなければならない立場にあるにもかかわらず、平成16年度から平成18年度までの3年間、財団法人北海道市町村福祉協会及び北海道市町村職員共済組合の指定宿泊施設利用助成券を不正に利用するようみずからの地位を利用して経理担当に指示をし、現金を捻出させた。また、平成16年度から平成19年度までの4年間、その他の手法による不正経理、これは、自販機売上手数料の一部及び食事売上手数料の一部をみずからの地位を利用して経理担当に指示をし、捻出させたことにより、同様の条文に該当。4点目として、スポーツ振興課長・社会教育課スポーツ振興室長として財団法人滝川市体育協会の業務に従事している間、協会の規程に基づき旅費を支給すべきところ不正経理により捻出した現金から、概算で旅費を支出し、出張し、その旅費の精算も行わず、また、上司への復命も行っておらず、出張先が特定できないものもあったことにより、同様の条文に該当。5点目として、社会教育課スポーツ振興室からの異動後、私的に使用する意思を持って不正経理により捻出した現金から、自身の名義で寄附を行おうとしたことにより、信用失墜の行為の禁止に該当。6点目として、社会教育課スポーツ振興室からの異動後、市民の皆様に信頼される市役所づくり推進プランを職員一丸となって推進しようとしているにもかかわらず、上司に対して報告を行わなかったことにより、信用失墜行為の禁止、さらに職務専念義務違反に該当。7点目として、スポーツ振興課長・社会教育課スポーツ振興室長としてサイクリングターミナルの管理運営及び財団法人滝川市体育協会の業務に従事している間、サイクリングターミナルの宿泊料について、条例によらない金額を徴収するよう部下職員に指示をしたことにより、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反に該当。8点目として、スポーツ振興課長・社会教育課スポーツ振興室長としてサイクリングターミナルの管理運営及び財団法人滝川市体育協会の業務に従事している間、契約などの事務処理について協会の規定に基づき処理すべきであったにもかかわらず、適切な処理を行わなかったとともに、部下職員に対しても指導を行わなかったことにより、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反、職務専念義務違反に該当。以上8点が懲戒処分理由である。

③ スケートリンクの関係については、利息を含めて返還済みであり、さらに、サイクリングターミナルについても返還の意思を示している。また、今般懲戒処分という社会的制裁も行ったことから、現時点では告訴は考えていない。

⑥ 指定管理についてであるが、組織的な非違行為が行われていた場合、管理を行わせていることが社会通念上著しく不相当と判断された場合には、適格性

- 違反が生ずると考えているが、今回の不正経理は、業務従事者の指示によって、少数の体育協会の職員が関与したということで、現時点では組織的な非違行為には該当しないと考え、取り消し等は行わない。
- 教 育 長 ⑤ 私的流用について本人が認めているものもあり、また、市教委としても例えば、旅費の精算行為を行っていないということであれば、それは私的流用だと認識している。
- 館 部 長 ② 裏金をつくった人であるが、スケートリンク関係では前常務理事1人である。サイクリングターミナル関係では、前常務理事と平成19年度以降についてはサイクリングターミナルの経理担当職員である。また、使った人であるが、スケートリンクについては、指示により経理担当から出された旅費等をどのようなお金かも知らずに使っていた状況である。今後、調査により何名かはわかる。サイクリングターミナルについては、前常務理事と細かい消耗品等については、サイクリングターミナルの担当者が使っているということである。
- 教 育 長 ⑧ 体育協会の収入の中に、国費または道費は入っていない。
 ⑨ 道教委への報告義務だが、この総務文教常任委員会と並行して、今回の資料を送付しており、しかるべき時期に報告したいと考えている。
 ⑪ 謝罪等についてであるが、前常務理事が返還をしたのは、体育協会に対して返還をしている。体育協会としては、21年度に相殺という形の中で市に対して返還したいということで協議を進めている。まだ中間の段階ということで、今後、体育協会とも調査を進めていきたいと考えている。
- 館 部 長 ⑬ 内部告発の関係だが、市職員からの内部告発についてはなかった。サイクリングターミナルの詳細については所管から答弁する。
 ⑦ 平成15年度からのスケートリンクの売上であるが、平成15年度は49万5,480円、平成16年度は33万1,450円、平成17年度は108万3,750円、平成18年度は117万5,450円、平成19年度は90万8,800円、平成20年度は70万4,900円である。
- 竹谷副主幹 平成19年度に異動してきたが、このようなご迷惑をおかけして、大変申しわけなく思っており、今後とも再発防止に努めたいと思う。
 ⑫ 清掃委託の関係についてであるが、平成19年度及び20年度に入札により滝川駅前管理株式会社という業者に委託しており、空知町3丁目14番13号が住所である。これは、スポーツセンター、青年体育センター及び運動公園等の清掃委託ということである。平成21年度については、別の会社が落札している状況である。
- 坪田室長 ⑭ サイクリングターミナルにおいて3月31日付で退職している職員はいない。
 ⑩ 体育協会独自の間接報告等の日程は、6月16日に理事、評議員に結果報告を予定している。
- 館 部 長 ④ スケートリンク事業の関係でスポーツセンターの中にある事務所において経理担当は、お金の出し入れをしていたので気づいていた。また、ヒアリングの中で1名が話を聞いていて少しおかしいと思ったとのことだった。もう一名もその方から話を聞いておかしいと感じたようだ。スポーツセンターの中でこれら3名が気づいていたということである。サイクリングターミナルについては言うまでもない。
- 清水委員外議員 ① 処分理由の中の5点目についてもう一度伺う。私的流用がなければ懲戒免

職は非常に重い処分であると思う。例えば道警や道庁の裏金問題でも、道警では3,000人ほどが処分を受けたが、停職は1人だったと思う。また、道警と同様に刑事告発もしない。そういったことから考えると、どのようなものと比較をして、この処分を妥当だと考えたのか伺う。

② 少しおかしいと思った職員は、体育協会の職員なのか市の職員なのか伺う。また、平成16年4月に市職員が少なくともスポーツセンターだけで7名、海洋センターで1名、スカイスポーツで2名と10名の職員がいた。体育協会や市の予算書、決算書を作成する上で、この課長1人がつくっていたというのは考えにくい。普通であれば主査職あたりがつくり課長が目を通すのが自然の流れであると思う。例えばスケートリンクの関係でいえば、平成17年度で108万円の表に対して裏が43万円、平成18年度に至っては、表が117万円で裏が128万円。感覚的に客の入り込みの増加を職員間で話し合ったはずである。ところが117万円の予算書、決算書をつくるというのは、非常に不自然であると思う。それでも市の職員でおかしいと思った職員はいないのかということだったが、これで本当に内部調査が行き届いているのか考えを伺う。

③ 232万5,000円と63万9,000円のうち、私的流用の金額は幾らか伺う。

④ 体育協会は謝罪をしていないということで理解してよいか伺う。

⑤ 滝川駅前管理株式会社とは、どのような業態であったのか伺う。

⑥ 市の職員の内部告発はなかったとのことだったが、体育協会職員または一般市民からの告発もなかったのか伺う。

高橋部長

① 先ほどの5点目についてであるが、社会教育課スポーツ振興室からの異動後、私的に使用する意思を持って不正経理により捻出した現金から、自身の名義で寄附を行おうとしたことということである。さらにその前の4点目について、旅費の精算も行わず、上司への復命も行っていない。また、出張先を特定できないものもあったことから、伝票または復命書がない中、記憶による供述であるが、明確に特定できない部分については、私的流用と疑われてもやむを得ないということである。懲戒免職の妥当性についてであるが、先ほど申し上げた8点を職員懲戒審査職員会議において、指針があるが、その中に公金物品取扱というものがあり、第1号は横領でその場合は免職とするとある。さらに第3号では、詐欺行為は免職とする旨の規定がある。また、公務外非行という項目の中では、第8号で詐欺、恐喝の行為は免職または停職とする旨の規定がある。そういう状況の中で、本人の置かれた立場、職員が行った行為の対応が極めて悪質、また、職員が管理監督の地位にあるなどその占める職制の責任の度が特に高いなど総合的に勘案し、懲戒免職が妥当だと判断した。

③ 私的流用だが、旅費など特定できない経費もあり、また、体育協会からの中間報告の中でも、使途が明確でない経費があったが、それらを含めて、挙証資料、挙証証言等が明確になっていなければ、本人としても私的に流用したと言われても仕方がないということも踏まえて判断をした。

教 育 長

⑥ 現事務局長に話があったのは、体育協会の職員からである。また、サイクリングターミナルの関係についても、体育協会の職員から疑義があるとの報告を受けてこのようなことが判明した。一般市民からは市教委に対して通報等はなかった。

竹谷副主幹
教 育 長

⑤ 手元に資料がないが、清掃を行っているという認識である。

② 職員数の関係については、所管から人数等について報告する。当時は、体

	育協会に派遣になっている職員と業務従事をしている職員がいた。スポーツセンター事務所にいる職員については、現在では3名、当時は五、六名であったと思う。サイクリングターミナルについては平成16年度までは直営であったので嘱託職員がいたが、それ以降は事務局長、常務理事が兼務の所長、それ以外はすべて体育協会の職員である。ただ、スポーツセンターの事務所にいた市職員で気づいた者はいなかったということである。
竹谷副主幹	② 平成16年度からの市の派遣職員及び業務従事者の人数であるが、平成16年度7名、平成17年度7名、平成18年度は5名ということである。サイクリングターミナルについては、市の派遣職員はいない。
教 育 長	④ 体育協会からの謝罪の関係であるが、市からの業務従事の職員が中心となっていたということで、派遣元である教育委員会の責任は重いと考えている。一方、体育協会の経理体制が不十分であったと反省し、体育協会自身の改善策を協力しながら進めているところである。体育協会の会長から市長に対しての謝罪というよりも、逆に、市の業務従事の職員がこのような事件を起こして申しわけないという話をさせてもらっている。
	② スケートリンクの関係で収入が3倍に伸びていたが、支出もふえており、その不足額が補助額となるため、予算協議で財政当局も気づくことができなかったと考える。
清水委員外議員	教育長の答弁では、表の支出も改ざんしたと聞こえたが、具体的な数字でもう一度説明願う。
教 育 長	資料の2ページの4（1）スケートリンク事業関係で架空の賃金と旅費から捻出したというもので、入ってきた収入から捻出したわけではない。収入は収入として計上し、思ったより支出が少なかったので、架空の賃金と旅費を計上して支出から裏金に回したということである。
委 員 長	平成18年で収入は117万5,450円だが、裏金は128万5,217円と多いのであって、その方法論では説明のとおりにはならないということだが説明願う。
教 育 長	平成18年のときの経費が234万2,000円でこのかかった費用のうち、平成18年度の128万円の金額すべてがスケートリンクの分ではない。予算項目上、委託料や協定事業の中からも捻出している。その総額が128万5,000円ということで、スケートリンク関係の賃金からは45万8,470円、旅費から8万3,200円となり、この両方の合計54万円ほどが経費の234万2,000円に含まれていたということである。したがって、実質はもっと少ない経費であったが、54万円ほどの架空の賃金及び旅費を上乗せして、234万円2,000円の決算としていたということである。
委 員 長	他に質疑はあるか。
堀委員外議員	① 市民に信頼される市役所づくり推進プランが実行されているときに、このようなことがあったということは非常に残念であり、憤りを感じる。2人の職員の処遇についてであるが、1人は自宅謹慎、もう一人は経理から離れて一般管理へと異動したとのことだが、その違いは何か伺う。
	② 報道を通じて市民にこの問題が周知されると、市民から原因究明の声が上がると思う。内部の検証では不十分だと思うが、今後第三者委員会を行うべきだと考えるがいかがか。
高橋部長	② 現時点での報告はまず第一段階だと考えている。並行して、第三者の機関である監査委員に法律に基づく依頼監査を行っている。そういうことも含めて、

教 育 長	市、教育委員会ともに連携をとり、全容解明に向け努力をするということを進めているので、現段階において第三者委員会については考えていない。
委 員 長	① 経理担当の職員に対しては、前常務理事の指示により従属的に行っていたということから、経理から外し、体育協会の事務をお願いしている。サイクリングターミナルについては、前常務理事が異動後も主体的に行っていた部分があるので、従前どおりの勤務は行わせるべきではないと判断し、また、本人も体調を崩しているので、現在は自宅待機の状況である。 他に質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。 2 その他について
委 員 長	何かあるか。(なし)
委 員 長	3 次回委員会の日程について 正副委員長に一任することでよいか。(よし) 以上で第26回総務文教常任委員会を閉会する。 閉 会 16 : 35